

制度1～3. 木造住宅の耐震化事業補助金

～木造住宅の耐震化事業補助とは～

高崎市では、木造住宅の耐震性を高めるための事業として、耐震診断、補強設計及び耐震改修工事に要する費用の一部を予算の範囲内で補助します。

申請資格	(1) 市税を滞納していない者であること。 (2) 建築物の所有者又は建物所有者から同意を得ている者であること。
対象建築物	(1)昭和56年5月31日以前に建築基準法第6条第1項に規定する建築確認を受けて建築された木造住宅(居住部分の床面積が2分の1以上の併用住宅を含む。)、(都市計画区域外等の理由で建築確認が不要であった場合は、同日以前に建築された木造住宅)で、耐震診断の対象となる用途に供するものであること。 (2)階数が2以下、かつ、延べ床面積が500平方メートル以下であること。 (3)在来軸組工法、伝統的工法又は枠組壁工法によるものであること。 (4)建築基準法に違反していない建築物であること。 (5)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業及び特定遊興飲食店営業の用に供する建築物でないこと。
設計者等の条件	耐震診断、補強設計及び工事監理に携わる者については、次に掲げる条件のいずれにも該当する建築士によるものであること。 (1)市内の建築士事務所又は市内の建設会社に勤務する建築士であること。 (2)木造住宅の耐震診断と補強方法の講習を受講している建築士であること。
制度1 耐震診断	一般財団法人日本建築防災協会が定める「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき、上記の条件を満たした設計者が実施する耐震診断であること。 ※階数が2以下で、個人が所有し居住している木造住宅については、木造住宅耐震診断技術者派遣事業の対象となる。
補助金額	耐震診断に要する費用に2分の1を乗じて得た額に相当する額とし、上限額は5万円 ※乗じて得た額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額
制度2 補強設計	一般財団法人日本建築防災協会が定める「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき、上記の条件を満たした設計者が実施する補強設計のうち、上部構造評点が1.0未満と診断された対象建物が、耐震改修後の耐震診断で上部構造評点が1.0以上となる設計であること。
補助金額	補強設計に要する費用に2分の1を乗じて得た額に相当する額とし、上限額は10万円 ※乗じて得た額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額

制度3 耐震改修工事	<p>(1) 上部構造評点が1.0未満と診断された対象建物が、耐震改修後の耐震診断で上部構造評点が1.0以上となる設計に掲げる要件を満たした工事であること。</p> <p>(2) 建築確認済証の交付を受けて実施する必要のある工事については、工事完了後に完了検査済証の交付を受けられる工事であること。</p> <p>(3) 市内に本店、支店、営業所又は事業所を有する者が施工するものであること。</p>
補助金額	<p>耐震改修工事に要する費用（工事監理費用を含む。）に5分の4を乗じて得た額に相当する額とし、上限額は140万円</p> <p>※乗じて得た額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額</p>
注意事項	<p>(1) 本補助金の交付決定後に着手する予定の事業（工事）であること（契約締結済であったり、工事着手している場合は申請不可）。</p> <p>(2) 申請の受付期限は令和6年12月13日（金）までとする。</p> <p>(3) 原則、令和7年2月28日（金）までに工事を完了させ、完了報告を提出すること。</p> <p>(4) 本補助金の支払いは完了報告後そのため、一時的に申請者が工事代金を全額負担すること（本補助金の事前支払いは不可）。</p> <p>(5) 申請者、見積書の宛て名、契約書の発注者、領収書の宛て名、補助金振込み先の口座名義人は、原則すべて同じであることが条件。</p> <p>(6) 各制度に係る補助金の交付は、対象建築物1棟につき1回限りとする。</p>

○申し込み時に必要な書類

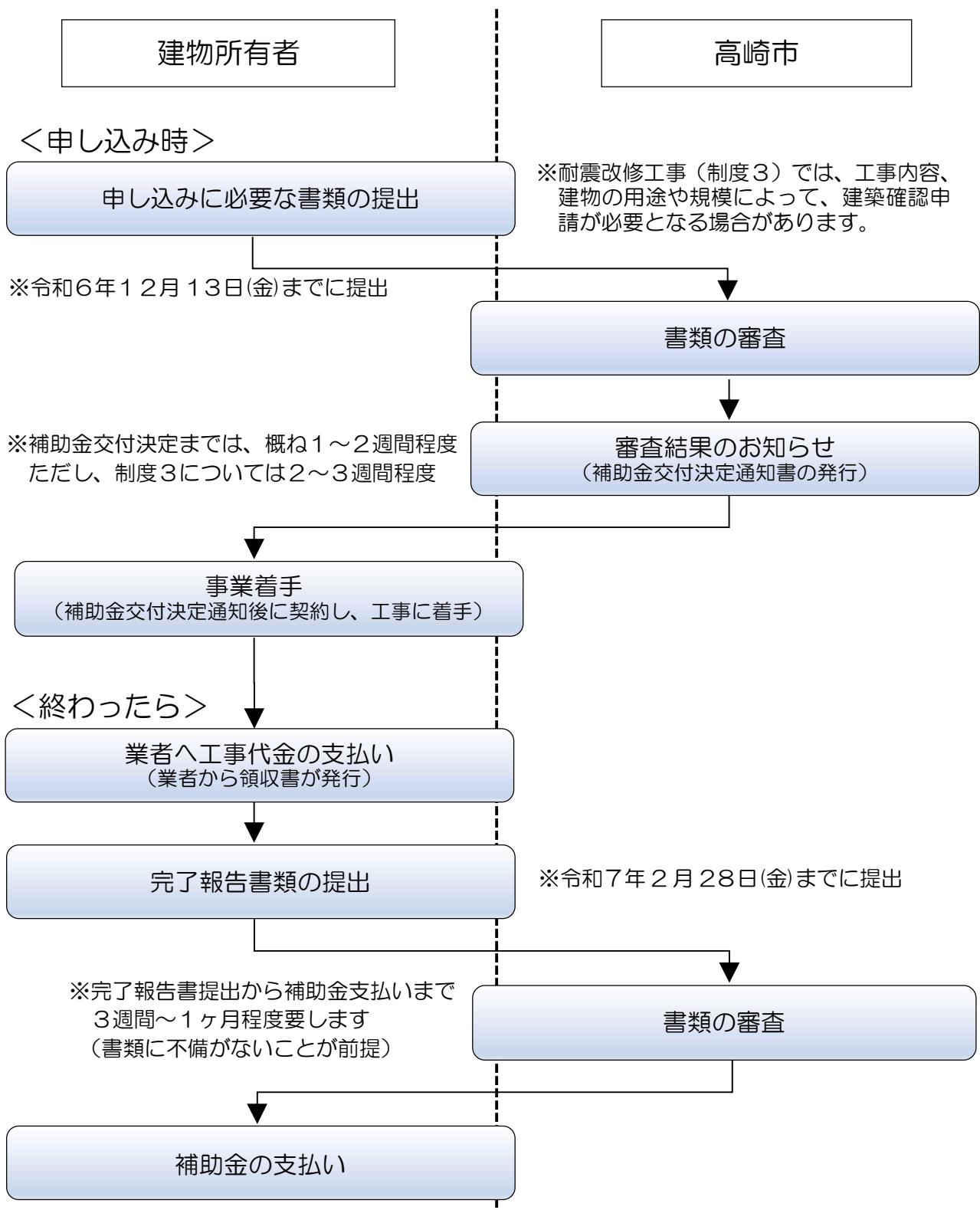
		書類名	条件等
共通	<input type="checkbox"/>	申請書（様式第1号）	
	<input type="checkbox"/>	市税の完納証明書	申請者が市税を滞納していないことを証明するもの
	<input type="checkbox"/>	委任状	代理人を選任する場合 ※参考様式あり
	<input type="checkbox"/>	登記事項証明書又は家屋評価証明書	建築物の所有者を確認できるもの
	<input type="checkbox"/>	所有者からの事業を実施することに対する同意書	所有者以外の場合又は複数所有者の場合 ※参考様式あり
	<input type="checkbox"/>	申請条件確認シート	すべての項目にチェックが入っていること
耐震診断	<input type="checkbox"/>	耐震診断に要する費用見積書	※参考様式あり（補助対象経費が分かるもの）
	<input type="checkbox"/>	耐震診断実施者の資格証	木造住宅耐震診断調査資格者認定証
補強設計	<input type="checkbox"/>	補強設計に要する費用見積書	※参考様式あり（補助対象経費が分かるもの）
	<input type="checkbox"/>	補強設計実施者の資格証	木造住宅耐震診断調査資格者認定証
	<input type="checkbox"/>	対象建物の耐震診断結果書	
耐震改修工事	<input type="checkbox"/>	事業計画書（様式第2号）	
	<input type="checkbox"/>	工事の設計図書	(1) 案内図、配置図、平面図、詳細図 (2) 耐震改修工事前の耐震診断結果書 (3) 現地調査の写真その他現地調査資料 (4) 補強計算書
	<input type="checkbox"/>	工事費用見積書(監理費明記)	※参考様式あり（補助対象経費が分かるもの）
	<input type="checkbox"/>	工事監理者の資格証	木造住宅耐震診断調査資格者認定証

○工事が終わったら必要な書類

		書類名	条件等
共通	<input type="checkbox"/>	完了報告書（様式第15号）	
	<input type="checkbox"/>	工事請負契約書の写し	
	<input type="checkbox"/>	領収書の写し	請負業者の住所表記が高崎市内であり、領収書の宛て名が申請者となっていること
	<input type="checkbox"/>	請求書（様式第16号）	
	<input type="checkbox"/>	通帳等の写し	申請者名義の通帳又はキャッシュカード
耐震診断又は補強設計	<input type="checkbox"/>	耐震診断（補強設計）報告書の写し	
	<input type="checkbox"/>	各階平面図	耐震診断においては現況の各階平面図 補強設計においては補強設計に係る各階平面図
耐震改修工事	<input type="checkbox"/>	工事実施報告書（様式第17号）	
	<input type="checkbox"/>	工事写真（日付入り・カラー）	工事前、工事中及び完成後の状況写真 主要材料の形状、寸法及び仕様に係る材料写真 ※補強箇所が確認できるもの
	<input type="checkbox"/>	工事監理報告書の写し	

○お願い 必要に応じて、上記以外の書類を提出していただく場合がありますのでご了承ください

～制度1～3. 木造建築物の耐震事業補助金 手続きの流れ～



お問合せ先、受付窓口 〒370-8501 群馬県高崎市高松町35番地1 建築指導課(11F)

電話：027-321-1271 FAX：027-323-5296

メールアドレス：kenchikushidou@city.takasaki.gunma.jp

業務時間 平日 AM8時30分～PM5時15分